

介護保険事業に係る留意点について

① 介護保険に関連した世帯分離の届出について

サービス利用者のご家族から「同居していても、住民票上の世帯分離をすれば負担限度額認定が受けられると、事業所・ケアマネージャーから聞いた」など、世帯分離についてお問合せを受けることがあります。

住民票上の「世帯」とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」と定義されており、世帯分離を含む住民異動に関する届出は居住実態に即したものでなければなりません。

介護保険料や介護保険サービス利用料を軽減する目的、特に負担限度額認定の要件を満たすため、居住実態に即していない虚偽の世帯分離の届出を行った場合は、過料に処される可能性があります。世帯分離について、利用者(家族)に誤った案内をしないよう注意してください。

② 過誤処理による高額介護サービス費への影響について

介護保険サービス事業所が過誤処理を行ったことで、保険者（市町村）が被保険者に支給している高額介護サービス費（1か月当たりの介護サービス費用の利用者負担額が定められた上限額を超えた分を払い戻すもの）に影響が出る場合があります。

過誤処理を行い、利用者負担額を利用者に返還した際は、利用者に保険者から高額介護サービス費の返還を求める場合があることを説明してください。

③ 特別養護老人ホーム入所者への待機辞退の取扱いについて

長岡市では特別養護老人ホームの真の待機者を把握するため、別紙1の周知文書「入所申込した他の施設への辞退の連絡について」を作成し、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへ勧奨をお願いしています。各事業所の皆様からも利用者等から相談があった際には支援に御協力いただきますようお願いいたします。

また、長岡市では定期的に待機者の調査を行っているところですが、「待機者・家族等と連絡がつかない」、「他の特別養護老人ホームへの入所している」など、真に入所が必要な方を把握できていない状況が見受けられます。各施設におかれましては、定期的に待機者の整理、見直しを実施し、職権で待機者名簿から削除するなど、適切に管理いただくようお願いいたします。

④ 住所地特例施設や地域密着型サービス利用者の住所の異動について

住所地特例対象施設へ他市町村から転入して入居する際に、居住実態がないにもかかわらず長岡市内の親族等の住宅に住所を異動した場合、住所地特例の対象となりません。住所地特例は施設所在地の財政負担が集中するのを防ぐための制度であり、他市町村に住所を有する方が長岡市内の住所地特例対象施設に入居する場合は、入居前に住所のあった市町村が保険者となります。他市町村からの入居者を受け入れる際には、利用者等に施設から住所地特例についての説明をお願いします。

また、長岡市内の地域密着型サービス利用のため、他市町村からグループホームや長岡市内の親族宅等へ住所異動を行った事例が発生し、不適切な事例として注意したケースがあります。長岡市内の地域密着型サービスを利用できるのは「長岡市に住所を有する住民のみ」です。利用希望者が地域密着型サービスの利用を目的として、他市町村から住所を異動していないかなど、十分に確認をしてください。

⑤ 負担限度額認定に関する変更点等について

令和8年8月から、負担限度額認定における年金収入等の要件、食費の基準費用額、負担限度額において、別紙2のとおり変更が予定されています。これに伴い、申請書類の変更を予定していますのでご承知おきください。

また、高額介護（予防）サービス費についても、年金収入等80.9万円の基準が82.65万円に変更となる予定です。

⑥ 福祉用具購入費支給申請等における相続人が申請者となる場合について

福祉用具購入費、住宅改修費及び高額介護サービス費の各支給申請にあたり、被保険者の死亡により、相続人代表が申請者となる場合、申請者名の記載が自署でない場合は、押印が必要となりますので、間違いのないようご案内ください。

⑦ 地方公共団体情報システムの標準化等について

地方公共団体情報システムの標準化について、長岡市では令和7年秋頃までに移行する予定でしたが延期となっています。また、介護情報基盤の運用については標準化対応後となる予定です。移行時期については決まり次第改めてお知らせします。

担当：介護保険課

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278

特別養護老人ホームへ入所されている皆さま及び御家族様へ

入所申込した他の施設への辞退の連絡について

過去に複数の特別養護老人ホームへの入所申込を行い、現在、特別養護老人ホームへ入所中又は入所が決定し、他の特別養護老人ホームへの入所を希望しなくなった場合には、入所申込をした他の特別養護老人ホームへ入所希望の辞退を申し出てください。

施設入所が決定しても、他の特別養護老人ホームの申し込み（待機）は継続しています。

施設が適正に入所申込者の把握を行えるよう、御協力をお願いいたします。

～入所申込を辞退する施設への連絡方法～

裏面「特別養護老人ホーム一覧」により、過去に入所の申し込みをした特別養護老人ホームへ電話で連絡をしてください。

御不明な点につきましては、長岡市介護保険課給付係

(0258-39-2245) まで、お問い合わせください。

令和8年3月1日現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホームあおいの里・長岡	940-0878	長岡市稲保南3丁目820番地6	25-1122
特別養護老人ホームあおりの里	949-7513	長岡市西川口1173番地3	89-4880
特別養護老人ホームアカシアの丘黒条	940-0007	長岡市黒津町字東田367番地	25-6110
特別養護老人ホームいずみ苑	940-0234	長岡市栃尾泉419番地2	53-2211
特別養護老人ホームおごしの里	949-5331	長岡市小国町檜沢90番地	95-3110
特別養護老人ホームかつぼ園	940-0803	長岡市加津保町1695番地2	44-8338
特別養護老人ホーム桐原の郷	959-0152	長岡市寺泊下桐3700番地1	0256-97-5000
特別養護老人ホーム岡南の郷	940-1132	長岡市渡沢町字早田53番地	23-7511
特別養護老人ホームこしじの里	949-5416	長岡市不動沢2219番地5	41-0801
特別養護老人ホームこぶし園	940-2121	長岡市喜多町2900番地	20-5170
特別養護老人ホームサクラレ福住	940-0034	長岡市福住2丁目1番7号	35-5590
特別養護老人ホームサンホーム	940-0203	長岡市楡原784番地13	52-0151
特別養護老人ホーム縄文の杜関原	940-2035	長岡市関原町1丁目1072番地1	21-5055
特別養護老人ホーム中之島	954-0124	長岡市中之島2105番地6	61-2828
特別養護老人ホームはるか	940-0841	長岡市花園南2丁目337番地	38-0850
特別養護老人ホーム槇山けやき苑	940-2002	長岡市槇山町1593番地1	29-2500
特別養護老人ホームまちだ園	940-1111	長岡市町田町540番地	39-3927
特別養護老人ホームみしま園	940-2301	長岡市宮沢580番地3	42-3131
特別養護老人ホームわらび園	949-5406	長岡市浦3060番地	41-3150
てまり特別養護老人ホーム	940-0137	長岡市平1丁目3番55号	51-5005
特別養護老人ホーム小国あいあい	949-5335	長岡市小国町太郎丸1520番地1	95-5172
特別養護老人ホーム川崎	940-0864	長岡市川崎6丁目1286番地	39-1008
特別養護老人ホーム摂田屋	940-1105	長岡市摂田屋5丁目9番6号	39-1510
特別養護老人ホーム千手	940-0087	長岡市千手3丁目1番14号	31-3263
特別養護老人ホーム千秋	940-2108	長岡市千秋2丁目221番地14	28-8820
特別養護老人ホーム花の里かつぼ	940-0804	長岡市水穴町393番地	44-8742
特別養護老人ホームはるか高町	940-0824	長岡市高町2丁目59番363号	38-7151
特別養護老人ホーム福住	940-0034	長岡市福住2丁目1番15号	31-3281
特別養護老人ホーム美沢	940-0856	長岡市美沢4丁目211番地6	30-1733
特別養護老人ホームみやざわ苑	940-0233	長岡市栃尾宮沢1778番地	52-2500
特別養護老人ホームわしま	949-4511	長岡市小島谷3399番地	89-8560

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

		基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】	
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型 個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）	